

第一學年兒童用
高等小學
理科
家事教科書
文部省

K140.52
|
|

D3

173



第一學年兒童用

高等小學
家事教科書

文
部
省



目 録

一 住居	一	十三 衣服の洗濯	九
二 住居の修理保存	一	十四 しみ抜き	一〇
三 戸締及び火の用心	二	十五 寝具	一一
四 掃除	二	十六 看病の心得	一二
五 石鹼洗及び灰汁洗	三	十七 薬用及び介抱	一三
六 學建具の手入	四	十八 病人の衣食住	一四
七 木製器具の手入	四	十九 應急手當	一五
八 金屬器・陶磁器・ガラス器の手入	五		
九 雜具の手入	六		
十 衣服	七		
十一 衣服の整理保存	七		
十二 白布類の洗濯	八		

高等小學 理科 家事教科書 第一學年兒童用

一 住居

住居は風雨寒暑を凌ぎ、家財を保護し、且一家の秩序を保つに必要なるものなり。住所は職業に應じて適當なるべきは勿論、土地高燥にして水質の佳良なる所を可とす。もし然らざるときは相當の工夫をなすこと肝要なり。

室の數、廣さ、並びにその配置は、家族の多少、職業の種類及び生計の度によりて異なるべしと雖も、空氣の流通、日光の射入、使用の便否等を考へ、適宜諸室の用ひ方を定むべし。又戸障子襖等は成るべく質素にして丈夫なるものを用ふべし。

二 住居の修理保存

住居は常にその破損の有無を検し、損所あるときは直ちに修繕を加ふること必要なり。即ち溝土管、垣、塀門を始とし、屋根、下見、雨樋等に至るまでよく之を検し、その修繕を怠るべからず。又疊、建具の類は汚損することなきやうその使用に注意し、もし損所を生じたるときは相當の修繕を施すべし。

三 戸締及び火の用心

家の入口窓縁側等は戸締を嚴重にし、寢に就く前には必ず是等の場所を見廻るべし。また火の元に注意し、竈、煙突、火鉢、炬燵、火消壺、ランプ等をよく始末すること肝要なり。火事、地震等の場合には徒に狼狽することなく容易に避難し得るやう平素より心掛け置くべし。

四 掃除

室内を掃除するには先づ戸障子襖を開放してはたきにてよく室内の塵を拂ひ、成るべく疊の目に沿ひて靜かに掃き寄せ、塵取にて取去るべし。かくして後固く搾りたる雑巾にて先づ柱を拭き、次に敷居縁側等を拭くべし。床の間、棚等は乾きたる布にて拭くを可とす。

門前及び庭は毎朝早く掃除すべし。又下水及び雨水を排出すべし。溝土管は落葉、塵芥等にて塞がることなきやう注意すべし。

五 石鹼洗及び灰汁洗

白木の戸障子、ペンキ塗の戸等の汚れたる部分を洗ふには洗濯石鹼を塗附けたる布にてよく擦り、更に湯に浸して搾りたる布にて拭くべし。甚だしく汚れたる板戸、羽目板を清潔にす

るには灰汁洗をなすを可とす。

六 疊建具の手入

障子を張替ふるには古き紙を丁寧に剝取り、且塵埃を拭き取りて後新しき紙をはるべし。之をはるには下方より始めて次第に上方に及すを可とす。

襖は常によく塵を拂ひ手の觸るる縁の汚點は丁寧之を拭き取り、又其の破れば葉書の如き厚紙を心として之を繕ふべし。

ガラス戸はくもらぬやう屢之を拭くべし。

疊は適宜日光に曝して濕氣を去り、之を敲きて其の塵埃を除くこと肝要なり。

七 木製器具の手入

白木の箆筭本箱はよく塵を拂ひ乾布にて之を拭くべし。また桶類、俎、鍋釜の蓋等はたばしに石鹼と磨粉とを附けて磨くを可とす。

漆塗の膳碗盃などの類は温湯にて洗ひ乾布にてよく水氣を拭き取ること肝要なり。

ワニス塗の机、本箱、椅子、テーブルの類及び艶付の火鉢、煙草盆などは塵を拂ひ乾布にて拭くべし。

凡て塗物の上に熱き土瓶などを置くときは之を損ずるの虞あれば、置かざるやう注意すべし。

八 金属器、陶磁器、ガラス器の手入

鐵器は錆を生じ易きものなれば常に其の手入を怠るべからず。庖丁類は使用後はしに磨粉をつけて磨き、濯ぎたる後よ

く拭き置くべし。

銅真鍮製の器物は緑青を生ずることあるにより常に之を磨くことを怠るべからず。

亜鉛引のバケツ、金盥等は使用後はしに洗濯石鹼と灰とを附けて之を磨き、よく濯ぎ置くべし。

陶磁器、ガラス器は使用後先づ温湯にて洗ひ、水にて濯ぐべし。油氣あるものは石鹼或はソーダを溶したる温湯にて洗ふを可とす。

九 雑具の手入

火鉢及び煙草盆は用材の種類により適當の方法にて之を磨き、其の灰は常に篩ひてかたまらぬやうにし、煙草盆の灰吹は特によく之を掃除すべし。

ランプは毎朝掃除して油を入れ置くべし。又提灯は使用したる毎に之を掃除すべし。

傘、蝙蝠傘の濡れたるものは開きて乾し置くべし。

下駄は使用後泥を取去り、靴は泥及び塵を去りたる後靴墨を塗り軽く磨くべし。

十 衣服

衣服は身體を保護するに必要なものみならず、容儀を整へ品格を保つ上に大切なるものなり。されば老幼男女の別、氣候、職業身分等に應じ、衛生上並びに經濟上適當なる地質、色合を選択するやう心掛くべし。

十一 衣服の整理保存

衣服は使用後暫くつるしたる後よく塵を拂ひ、衿及び紋所に

は紙を當て、折目正しく疊むべし。之を容れ物に藏むるには一枚づつ丁寧に取り扱ひ皺の生ぜざるやうにすべし。尙衣服保存の爲には樟腦を紙に包みて其の間に入れ置くを可とす。日常使用せざる衣服は晴天の日を選び風通しよき室内にて虫干をなすべし。

十二 白布類の洗濯

ハンケチ前掛敷布襦袢等の白色の木綿織物は石鹼或はソーダを溶したる微温湯又は灰汁にて洗ひ、清水にてよく濯ぎたる後乾すべし。洗ひたるものは之に糊をつけ皺を伸して乾すを可とす。之を仕上ぐるには乾きたる後、敷伸をなすか、或は洗濯用烙鏝をか

絹織物はアルカリに對して甚だ弱きものなれば長く洗濯液に浸すことなく手早く洗ひ上ぐべし。

十三 衣服の洗濯

木綿織單衣を全洗するには袂の中の塵を去り、汚れの箇所を檢へたる後洗濯液に浸し、先づ汚れの部分の部分を洗ひ、次に順序を立てて全體を洗ひ、更に裏返して肩當居敷當等を洗ふべし。かくして洗ひ上げたる後は二三回水にて濯ぎ、裏返しの際搾りて乾すべし。

糊を附くるには洗濯物の乾きたる後適度の濃さに解きたる糊を全體に浸渡らせ、表返して疊み、物干竿にかけ、裾の伸びざるやう形を整へて之を乾すべし。乾きたるときは霧を吹き、伸縮を直し、敷伸をなしたる後更に乾すべし。

衣服の解洗とぎをなすには單衣にては袖口裾衿等の拵けたる部分ぶぶんを解き、袷綿入にては先づ表と裏とを離し、次に裏の袖口切裾廻切などを解きたる後洗ふべし。かくして乾したる後解き離して板張とするか、又は更に反物の如く縫合せ簇張くわさとなすべし。

フランネルのシャツ單衣等は先づ洗濯石鹼を溶したる微温湯に浸し、揉むことなく、つかむやうにして洗ひ、微温湯にて濯ぎ、次に極めて少量の醋酸を加へたる水に浸し、更に微温湯にて濯ぐべし。

十四 しみ拔法

白色の綿布麻布に墨のつきたるときは小鳥の糞を水に解き之を擦り附け、よく揉みたる後水にて洗ふべし。又インキのつ

きたるときは醋酸の溶液を附け、之に漂白粉を塗附けて色の去りたる後よく洗ふべし。脂肪油類のつきたるしみは石鹼を用ひて洗ふべし。

又白色の綿布麻布に茶醬油のつきたるときは直ちに熱湯を注ぐべし。既に乾きたるものは醋酸の溶液を附け、之に漂白粉を塗附けたる後直ちに水にて洗ふべし。

十五 寢具

夜着蒲團は輕暖にして通氣宜しく安眠に便なるものを可とす。

夜着蒲團は洗濯に困難なるものなれば常に敷布及び上被を用ひ又枕にも被を用ふべし。寢衣敷布上被枕被は屢之を洗濯し、夜着蒲團は時時日光にさらすべし。

蚊帳は常に折目正しく疊むことに注意し、毎年使用の前後には晴天の日を選びて二三日間之を陰干にすべし。

十六 看病の心得

看病は醫師の治療と相俟ちて病人には大切なることなれば、豫め其の方法を心得、一家に病人ありたる場合には、家人自ら看病の任に當るやう心掛くるを肝要とす。

看病の任に當るものは病人をしてよく醫師の命を守らしむることに努め、且病狀を漏なく醫師に告ぐること大切なり。又常に室内の清潔整頓に注意し、諸事を靜肅にし、特に病人の睡眠を妨げざるやう心掛くべし。

親切慈愛は看病に大切なれども徒に病人の意を迎へて醫師の禁ぜることをもなさしむるが如きことあるべからず。

十七 薬用及び介抱

内服薬は決して其の分量を誤るべからず。又其の服用の時刻は醫師の命ずる所に従ふべし。

外用薬は其の使用法を誤らざるやう注意すべし。特に内服薬と外用薬とを併せ用ふる場合には之を間違へざるやう豫め其の置場所を異にし、且使用の際には必ず薬瓶の貼紙を検すべし。

検温器を使用するには豫め水銀を降下せしめ、病人の腋下を拭き、肌着などの挟まらざるやうにして之を挿入し、數分時を経たる後其の度を検すべし。

充血出血等の際その部を冷すために氷嚢或は冷濕布を用ふることあり。氷嚢を用ふるには一旦之を濕したる後、適當の大

いさに砕きたる氷を囊の四分の三位入れ、患部に布片を置き其の上より軽く當つべし。
疼痛を去らしむる爲その部を温め且濕すにバツブ或は温濕布を用ふ。

一四

十八 病人の衣食住

病人の衣類は成るべく軽く軟きものを用ひ、餘り多く重ね着せしめず、帶を緊しくせしめざるやう注意すべし。

褥瘡を豫防する爲、寝衣敷布等を清潔にし、且皺の生ぜざるやう注意すべし。

病人に與ふる飲食物は醫師の命に従ひ、滋養分に富み且消化し易きものを選び、病人の食欲を起すやう其の調理法に注意し、適度に之を與ふべし。

病室には閑靜にして日當りよき室を當て、成るべく不用の器具を置かず、常に其の換氣に注意し、且適當の溫度と濕りとを保持しむべし。

十九 應急手當

熱湯或は熱き火箸鍋等に觸れて火傷したるときは、其の部を冷水にて冷し、種油胡麻油又はグリセリンを塗りて、其の上にガーゼ又は脱脂綿を當て、繃帶するを可とす。

切傷等にて出血甚だしきときは、清潔なる布を以て傷口を壓ふるか又は傷口に近き動脈を壓へ置き、醫師の手當を受くべし。若し其の傷輕微なるときは、一度沸かしたる冷水にて傷口を洗ふか又はヨヂウムチンキを塗り、ガーゼ若くは脱脂綿を當て、其の上を繃帶すべし。

一五

打撲傷又は輕微なる挫傷は傷部を冷し、ヨヂウムチンキを塗るべし。されど骨折、脱臼の如き重傷は決して患部を動かさざるやうにし、速に醫師の手當を受くべし。

毛虫蜂等に螫れたるときは其の部に砂糖水又は薄きアムモニヤ水を塗るべし。又蜈蚣に咬まれたるときは傷部にアムモニヤ水又は二十倍位の石炭酸水を塗るべし。又蝮に咬まれたるときは直ちに傷の上方を強く縛り速に醫師の手當を受くべし。

飲食物の毒に中りたるときは多量の鹽湯又は溫湯を飲み、めて之を吐出さしむべし。

卒倒者ありたるときは衣帶を解き頭部に水を吹きかけ氣付薬を嗅がしむべし。而して腦貧血のため卒倒せるものには枕

を用ひず頭部を低くして平臥せしむべく、又腦充血のため卒倒せるものには頭部を高くして平臥せしめ氷嚢又は冷濕布にて頭部を冷すべし。

K140.52-1-1

大正三年三月十日印
大正三年三月十四日發行
大正三年三月十五日翻刻
大正三年三月廿八日翻刻發行

著作權所有

著作兼
發行者

文
部
省

大正三年三月十七日
文部省檢査濟

發
賣
所

東京市日本橋區新右衛門町十六番地
株式會社 國定教科書共同販賣所

翻刻發行
兼印刷者

代表者 大倉保五郎

印刷所

東京市小石川區久堅町百〇八番地
日本書籍株式會社工場

定價金參錢
大正十年改
臨時定價 金七錢